社会福祉法人 玉樹会 定款施行細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この定款施行細則は、社会福祉法人 玉樹会(以下、「法人」という。)が法令及び定款の定めに従って適切な法人運営を行うため、法人の運営管理及び業務に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 評議員選任·解任委員会

(目的)

第2条 定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会(以下「委員会」という。) は、本章に定めるところにより、設置、運営等を行う。

(所掌事項)

第3条 委員会は、この法人の評議員の選任及び解任を行う。

(委員会の構成等)

- 第4条 委員会の評議員選任・解任委員(以下「委員」という。)は、監事2名、事 務局員2名、外部委員2名の合計6名とし、理事会が選任する。
- 2 外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
- (1) 当法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。)の業務を執行する者又は使用人
- (2) 前号に該当する者の配偶者又は三親等以内の親族

(委員の任期)

- 第5条 委員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合には、速やかにこれを補充するものとする。ただし、補 欠の委員の任期は、前任者の任期の満了までとする。

(委員の解任)

- 第6条 委員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。
- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬)

第7条 委員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

- 2 委員の報酬額は、理事会の決議を経て理事長が定める。
- 3 委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合 の支給基準については、理事会の決議を経て理事長が定める。

(招集)

第8条 委員会の招集は、理事会において決定し、理事長が行う。

(招集通知)

第9条 委員会の招集通知は、会議の開催日の1週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面で発しなければならない。ただし、委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく委員会を開催することができる。

(議長)

第10条 委員会に議長を置き、委員の互選により選任する。

(評議員の選任)

- 第11条 評議員の選任は、次の各号の手続を経て行うものとする。
 - (1) 理事会は、評議員候補者を委員会に推薦する。
 - (2) 理事会は、委員会に当該候補者の経歴、当該候補者を候補者とした理由、当 該候補者と当該法人及び役員等との関係、当該候補者の兼職状況、当該候補者を評 議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。
 - (3) 委員会は、評議員候補者について審議を行い、評議員の選任に関する決議を行う。

(評議員の改選時期)

- 第12条 評議員の改選は、在任する評議員の任期満了前に行わなければならない。 (中途辞任)
- 第13条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出なければならない。

(評議員の解任)

- 第14条 評議員の解任は、次の各号の手続を経て行うものとする。
 - (1) 理事会は、委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。
 - (2) 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。
 - (3) 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第15条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(議事録)

- 第16条 委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び評議員選任・解任委員会委員長が署名又は記名押印し、これを理事会に提出しなければならない。
- 2 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
- (1) 委員会が開催された日時及び場所
- (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 委員会に出席した委員の氏名
- (4) 委員会の議長の氏名
- 3 議事録は、委員会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない。 (事務)
- 第17条 委員会の庶務的事項は法人の事務局において行う。

(補則)

第18条 本章に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が 別に定める。

第3章 評議員会

(役員等の出席)

- 第19条 理事及び監事は、評議員会に出席することができる。緊急の場合を除き、 招集され欠席する場合にはあらかじめ招集者に対してその旨を通知しなければなら ない。
- 2 法人の職員及び業務を委託している弁護士・税理士等は、理事及び監事を補助するため、議長の許可を受けて評議員会に出席することができる。
- 3 評議員会は、必要に応じ、前2項に定める者以外の者の出席を求め、その意見又は説明等を聴取することができる。

(議長)

- 第20条 評議員会に議長をおく。
- 2 評議員会の議長は、出席した評議員の中からその都度互選により選任する。 (理事等の報告・説明)
- 第21条 議長は、出席している理事又は監事に対して議題に関する事項の報告又は 議案の説明を求めるものとする。
- 2 前項の場合において当該理事は、議長の許可を得た上で、第17条第2項に定める者に説明させることができる。
- 3 法令に基づき評議員より提出された議案については、議長は、議案を提出した評議員にその説明を求め、理事又は監事に当該説明に対する意見を求めるものとす

る。

- 4 理事及び監事は、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、法 令に定める正当な理由がある場合を除き、当該事項について必要な説明をしなけれ ばならない。
- 5 前項の法令に定める正当な理由とは次の各号に該当する場合とする。
- (1) 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要ある場合で、以下に該当する場合を除く。
- ア 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を社会福祉法人に対して 通知した場合
- イ 当該事項について説明するために必要な調査が著しく容易である場合
 - (2) 評議員が説明を求めた事項について説明することにより社会福祉法人その他の者(当該評議員を除く。)の権利を侵害することとなる場合
 - (3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
 - (4)第一号から第三号に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について 説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(招集)

- 第22条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって次に掲げる事項を定めなければならない。
 - (1) 評議員会の日時及び場所
 - (2) 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 評議員会の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)の概要(議案が確定していない場合にあっては、その旨。)
- 2 評議員会の招集通知は、評議員会の日の一週間前までに評議員、理事、監事に対して書面で発出する。
- 3 前項にかかわらず、評議員の全員の同意を得て招集の手続きを省略して評議員会 を開催することができる。

(決議)

- 第23条 評議員会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
- 2 評議員会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。
- 3 議長は、次項に掲げる決議を除き、その議決権を可否同数の場合にのみ行使する ことができる。
- 4 次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任

- (2) 定款の変更
- (3) 役員の責任の一部免除
- (4) 法人の解散
- (5) 法人の合併契約(吸収合併・新設合併)
- 5 理事、監事又は評議員の社会福祉法人に対する責任は、総評議員の同意がなければ免除することができない。
- 6 第1項及び第4項の規定にかかわらず、理事が議題の提案をし、当該提案について 評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又 は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があ ったものとみなす。

(議事録)

- 第24条 評議員会の議事録は、書面をもって作成するものとする。
- 2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、以下に定める 事項を記載して作成する。
- (1) 通常の評議員会の事項
- ①評議員会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない評議員、理事、監事が 評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)
- ②評議員会の議事の経過の要領及びその結果
- ③決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評 議員の氏名
- ④次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 ア監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき イ監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及 びその理由を述べたとき

ウ監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、 法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会 に報告したとき

- 工監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき
- ⑤評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名又は名称
- ⑥評議員会に議長が存するときは、議長の氏名
- ⑦議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (2) 評議員会の決議の省略の場合の事項
- ①評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ②①の事項の提案をした者の氏名
- ③評議員会の決議があったものとみなされた日
- ④議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

- (3) 評議員会への報告の省略の場合の事項
- ①評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
- ②評議員会への報告があったものとみなされた日
- ③議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 3 議事録には、議長及び議事録署名人2名が署名(記名押印)をしなければならない。
- 4 前項の議事録署名人は、評議員会の都度、出席した評議員の中から議長の指名により選任する。
- 5 前4項により作成した議事録は、当該評議員会の日から 10 年間法人の主たる事務 所に備え置かなければならない。

第4章 役員及び職員

(役員の改選)

- 第25条 役員の改選は、在任する理事及び監事の任期満了前に行わなければならない。
- 2 評議員会に対する役員の選任候補者の提案は、理事会の決議により行うものとする。
- 3 監事の選任候補者の提案は、前項の手続きに加え、在任する監事の過半数の同意 を得なければならない。
- 4 前項の同意があった旨は、第2項の決議を行った理事会議事録に記録するものとする。

(中途辞任)

第26条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、 あらかじめ理事長に書面で届け出なければならない。

(理事長専決事項)

- 第27条 定款第27条に規定する日常の業務として理事会が定める理事長専決事項 は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 職員の任免 (第25条に定める職員を除く)
 - (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
 - (3)債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの(ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。)
 - (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
 - (5)建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの ア日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入 イ施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ緊急を要する物品の購入等

- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分 (ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。)
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄(ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。)
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
- (10) 入所者の預り金の日常の管理に関すること
- (11) 寄付金の受入れに関する決定(ただし、寄付金の募集に関する事項及び法人 運営に重大な影響があるものを除く。)

(監事)

第28条 監事は、理事会並びに評議員会に出席するものとし、必要があると認める ときは、意見を述べなければならない。

(施設長等)

- 第29条 定款第25条第2項に定める施設長等の範囲は次に定める者とする。
 - (1) 施設長
 - (2) 法人本部統括本部長

第5章 理事会

(出席者)

- 第30条 理事会は、理事及び監事が出席して開催することとし、必要に応じてそれ以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。
- 2 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集者に対してその旨 を通知しなければならない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事のうちから互選する。

(招集)

- 第32条 理事会の招集には、理事会の日の一週間前までに理事及び監事の全員に通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意を得て招集の手続きを省略して理 事会を開催することができる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加

わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 理事会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。ただ し、議長が理事全員に異議がないと認める場合には、その旨を確認した上で決議が あったものとすることができる。
- 3 議長は、次項に掲げる決議を除き、その議決権を可否同数の場合にのみ行使することができる。
- 4 次の決議は、議決に加わることができる理事総数(現在数)の3分の2以上に当 たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 基本財産の処分
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (4) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
 - (5) 保有する株式に係る議決権の行使
- 5 第1項及び第4項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。
- 6 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したと きは、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとする。ただし、業務の執 行に関する理事長及び業務執行理事の報告は省略できない。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事録は、書面をもって作成するものとする。
- 2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、次に掲げる事項を記載して作成するものとする。
 - (1) 通常の理事会の事項
 - ①理事会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事、監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)
 - ②理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨記載しなければならない。

ア理事の請求を受けて招集されたもの

イ理事の請求があったにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、 その請求をした理事が招集したもの

ウ監事の請求を受けて招集されたもの

- 工監事が招集したもの
- ③理事会の議事の経過の要領及びその結果
- ④決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事

の氏名

- ⑤次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 ア競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告 イ理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告 ウ理事会で述べられた監事の意見
- ⑥理事長以外の理事であって、理事会に出席した者の氏名
- ⑦理事会の議長が存するときは、議長の氏名
- (2) 理事会の決議の省略の場合の事項
- ①理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ②①の事項の提案をした理事の氏名
- ③理事会の決議があったものとみなされた日
- ④議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (3) 理事会への報告の省略の場合の事項
- ①理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- ②理事会への報告を要しないものとされた日
- ③議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 3 議事録には、理事長及び監事が署名(記名押印)をしなければならない。
- 4 理事会に理事長が欠席した場合には、出席した理事と監事の全員が議事録に署名 (記名押印) する。
- 5 理事会の決議に参加した理事であって、作成された議事録に異議をとどめないも のは、その決議に賛成したものと推定する。
- 6 理事会の議事録等は、当該理事会の日から10年間法人の主たる事務所に備え置か なければならない。

第6章 雑則

(規程等の制定)

- 第35条 定款並びに定款施行細則のほか、法人が定める規程等は次のとおりとする。
- (1) 経理規程及び同細則
- (2) 評議員会運営規程
- (3) 理事会運営規程
- (4) 役員及び評議員会等報酬規程
- (5) 評議員選任·解任委員会規程

(改廃)

第36条 本細則の制定、改廃は理事会の決議をもって行う。

附則

- 1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年3月31日法律第21号)附則第9条 の規定により行う評議員の選任は、本細則第2章(第5条を除く)の例により行 う。
- 3 施行日前に前項に基づき選任された評議員選任・解任委員の任期については、施行 日以降4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結 の時までとすることができる。